

○武蔵野市水道部工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会設置要綱

平成26年4月1日要綱第101号

武蔵野市水道部工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市水道部工事成績評定要綱（平成25年7月11日施行。以下「要綱」という。）第10条第1項の規定により受注者が申し立てた意見又は疑義について、厳正かつ公正な視点による調査及び審査を行うため、武蔵野市水道部工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査及び審査をし、その結果を管理者に報告する。

- (1) 工事の成績評定に係る意見又は疑義に関すること。
- (2) 工事の成績評定結果の適否に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織し、管理者が任命する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、水道部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長を含む委員2人以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(施工状況等の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、意見若しくは疑義を申し立てた者又は当該工事に係る要綱

第3条の評定者から当該工事の施工状況等について、書類の提出を求め、又は事情を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、水道部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に完了する工事から適用する。

別表（第3条関係）

水道部長
水道部総務課長
水道部工務課長